

第十五号の二様式(第三条の四関係)(A4)

建築基準法第6条の2第4項の規定による
適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主、設置者又は築造主

様

指定確認検査機関

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、同条第4項(同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に

建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に

を被告として(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)